

岬町告示第6号

指定管理者の指定を取り消したので、岬町立みさき公園条例（令和2年岬町条例第1号）第17条第2項の規定に基づき、告示する。

令和8年2月19日

岬町長 田代 堯

1 指定管理者の指定を取り消した公の施設の名称及び所在地

(1) 名称

岬町立みさき公園

(2) 所在地

大阪府泉南郡岬町淡輪3990番地ほか

2 指定管理者の指定を取り消した団体

(1) 名称

株式会社ARKLE 代表取締役 岩崎 辰美

(2) 主たる事務所の所在地

大阪府泉南郡岬町淡輪3990番地

3 指定管理者の指定を取り消した日

令和8年2月1日

4 指定管理者の指定を取り消した理由

（仮称）新たなみさき公園整備運営等事業事業契約において、本事業の継続が困難となった場合における措置を規定する第49条及び第50条により、令和8年2月1日付で同契約を解除したことに伴い、同契約同条項に基づき、当該解除事業者をして岬町立みさき公園の指定管理者として指定した当該指定を解除したため。